

新潟県国指定文化財保存事業等補助金の不正受給について

弊公益財団法人重要文化財渡辺家保存会は、新潟県と関川村より「新潟県国指定文化財保存事業等補助金」の交付を受け、重要文化財渡辺家住宅および名勝渡辺氏庭園の維持・管理を行っております。

このたび、当該補助金の実績を報告するにあたり、当該補助金を不正受給するという不祥事を起こしてしまい、関係各方面の皆様にご迷惑、ご心配をおかけしましたことを深くお詫びし、ご報告申し上げます。

1. 経緯及び原因

令和元年度より入場者数が減少し、さらに新型コロナウイルス感染症が流行したことで、入場者数が落ち込み、入場料収益が激減したため、運転資金が枯渇しました。ここで運転資金（主として職員の人件費）の支払いを優先したため、補助事業を行う資金が不足し、本来の補助事業を行うことが出来ませんでした。そこで担当職員が実績報告書の作成時に申請額と実績額を合わせるため架空の請求書と領収書を作成し隠蔽しました。

2. 時期 令和元年度～令和3年度

3. 不正受給金額（返還額）

新潟県分 : ¥1,215,000
関川村分 : ¥608,000

4. 対応策

今回の事案について、現体制で防ぐことが出来ず責任があることから、理事・監事及び事務局長は辞任し、令和5年6月3日より新体制に改めて運営を行う。

収支改善計画を策定して資金を確保するとともに、補助事業における支払いを振込みとする。補助事業の写真（日付入り）や領収書等施工したことを証明する書類を、半期ごとに分けて村の担当者に確認してもらう。

以上の対応をとり再発防止に努めてまいります。

以上

【 本件についてのお問い合わせ先 】
公益財団法人重要文化財渡辺家保存会
理事長 渡邊 美恵